

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年10月4日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2300200 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2300023 号

第1 結論

請求者のA社における平成28年3月31日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成28年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年3月31日

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者に係る「賞与支払明細書（平成28年3月31日支給）」（写）、「支給控除一覧表」（写）及び「平成28年分賃金台帳」（写）並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から516万2,000円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法第24条の4第1項で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年3月31日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和4年4月5日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認めら

れる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2300201 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2300024 号

第1 結論

請求者のA社における平成28年3月31日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成28年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年3月31日

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者に係る「賞与支払明細書（平成28年3月31日支給）」（写）、「支給控除一覧表」（写）及び「平成28年分賃金台帳」（写）並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から438万8,000円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法第24条の4第1項で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年3月31日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和4年4月5日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認めら

れる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2300204 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2300010 号

第1 結論

昭和 62 年＊月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年＊月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 62 年＊月頃、実家がある A 市において父親又は母親が、B 市で大学生であった私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料についても、具体的な納付方法等は分からぬが、納付してくれていたと思う。

請求期間の国民年金保険料が、未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20 歳になった昭和 62 年＊月頃、実家がある A 市において父親又は母親が、B 市で大学生であった請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料についても、具体的な納付方法等は分からぬが、納付してくれていたと思う旨主張しているところ、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする両親は既に亡くなっていることから、証言を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、請求期間直後に加入した C 共済組合の組合員加入年月日である平成 3 年 4 月 1 日より前に国民年金に加入した記録は確認できることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る保険料を納付することができない。

さらに、戸籍の附票により確認できる請求期間当時の請求者の住所地である B 市及び請求者の両親が請求者の国民年金の加入手続を行ったとする A 市は、いずれも請求者の国民年金の加

入期間及び国民年金保険料の納付状況について確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。